

J Aバンクカードローン融資約款の一部改正について

(2026年4月1日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正	現行
<p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当社が提供するJ Aバンクカードローン（J Aカードローン、J Aワイドカードローンを言います。）を借り入れる借主とのJ Aバンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。</p> <p>J Aバンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J Aバンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J Aバンクカードローンを借り入れることができません。</p> <p>本約款は、民法に定める定型約款に該当します。当社は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条（取引方法） ～（省略）</p> <p>第3条（取引期限）</p> <p>第4条（貸越金利息等）</p> <p>1 ～（省略）</p> <p>2</p> <p>3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し当社が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。<u>なお、カードローン契約書において取引期限の延長終期としている「上限年齢（満年齢）到達日以降に最初に到来する取引期限」以降は、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。ただし、第3条第2項により当社が上限年齢到来前に取引期限延長を停止した場合は、取引期限以降、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>本約款は、令和2年4月1日以降に、当社が提供するJ Aバンクカードローン（J Aカードローン、J Aワイドカードローンを言います。）を借り入れる借主とのJ Aバンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。</p> <p>J Aバンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J Aバンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J Aバンクカードローンを借り入れることができません。</p> <p>本約款は、民法に定める定型約款に該当します。当社は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</p> <p>また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条（取引方法） ～（省略）</p> <p>第3条（取引期限）</p> <p>第4条（貸越金利息等）</p> <p>1 ～（省略）</p> <p>2</p> <p>3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し当社が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。</p> <p>(以下省略)</p>